

第四十二号

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正について

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業並びに」を「事業、」に改め、「支援を行う事業」の下に「並びに福祉及び介護に係る人材の確保を図るために実施する事業」を加える。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福祉及び介護に係る人材の確保の状況に鑑み、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金について福祉及び介護に係る人材の確保を図るための事業を実施するための所要の措置を講ずるとともに、失業者の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るための事業等を引き続き計画的に推進するため、当該基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。